

舞鶴都市計画地区計画の変更

舞鶴共済病院地区 地区計画計画書

(舞 鶴 市 決 定)

平成17年4月7日

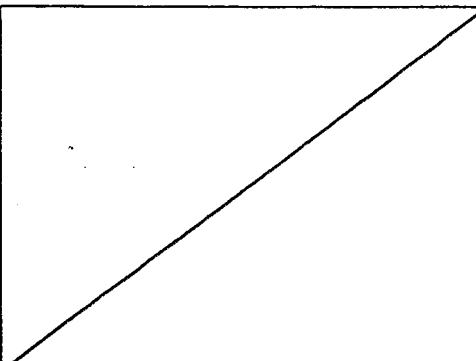
舞鶴市告示第65号

舞 鶴 市

舞鶴都市計画地区計画の決定(舞鶴市決定)

都市計画舞鶴共済病院地区地区計画を次のように変更する。

名 称		舞鶴共済病院地区地区計画
位 置		舞鶴市桃山町
面 積		約1.8ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、JR東舞鶴駅に近接し、また周辺は土地区画整理事業により都市基盤の整備が進展するなど、公共交通の利便性を活かした高度な土地利用が求められている地区である。 このような地区において、土地利用や建築物等に関する規制・誘導を行なうことにより、地域住民をはじめとする広範な医療福祉の需要に対応した医療施設の充実を図るとともに、隣接する小学校及び周辺の居住環境に配慮した良好な市街地環境を形成・保持する。
	土地利用の方針	駅に近接した立地特性を活かし、かつ、可能な限り緑地や空地を確保する等、周辺環境に配慮した良好な市街地環境を形成する。
	建築物等の整備方針	公益施設と居住環境が調和し、周辺土地利用と共存できる環境を形成するため、通学路の安全確保に寄与する立体駐車場の整備の促進をはじめ、環境悪化を招かないよう建築物等の規制・誘導を行い、良好な市街地環境の形成を誘導する。

地区整備計画	地区	地区の名称	A地区(北側敷地)		B地区(南側敷地)		
		地区の面積	1. 3ha		0. 5ha		
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。ただし、公共公益上やむを得ないものについては、この限りでない。 (1) 病院 (2) 自動車車庫 (3) 共同住宅 (4) 前各号の建築物に附属するもの				
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の敷地面積が1, 000㎡に満たない場合、10分の20とする。				
		建築物の敷地面積の最低限度	500㎡				
		壁面の位置の制限	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は4m以上とする。ただし、建築物または建築物の部分のうち、軒の高さが 2.3m以下の自動車車庫、物置その他これらに類するものはこの限りでない。				
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁は刺激的な色彩又は装飾を用いることにより美観風致を損なわないものとする。				

(区域、地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり)

【 変 更 理 由 】

本区域においては、医療機能の集積を目的として土地の高度利用を目指しているが、これに併せて、平成8年に決定した地区計画を変更することにより、区域周辺の良い市街地環境の形成と保全を図ろうとするものである。

《 舞鶴共済病院地区地区計画 計画図 》

